

市民講座のご案内

お酒の問題は飲酒者本人の健康を損なうだけでなく、家族や社会におおきなダメージをあたえ、或いは取り返しのつかない損失をまねきます。これらをまとめてアルコール関連問題と呼び、これらの問題はどれも飲み方を変えないかぎり進行します。人を死にいたらしめ、家族や社会に破壊的な作用をおよぼすアルコール関連問題は、一般には認識されていないことが少なくありませんでした。

しかし、関係機関の連携によって、さまざまな身体疾病や問題の背景にひそむアルコール問題に対する早期の介入・援助がなされれば、それらの身体疾患や問題を改善することができます。さらに、アルコールについての正しい知識を広め、広告・販売などについて適切な社会的規制をおこなうことでアルコール関連問題の発生を予防することも可能です。

2014年6月1日に「アルコール健康障害対策基本法」というアルコール関連問題への国としての基本路線および包括的な施策を定めた法律が施行され内閣府のホームページ内に「アルコール健康障害対策ページ」も新設されました。

アルコール健康障害対策基本法では国および都道府県の「アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定・実施・点検などの責務のほか、事業者・国民・医師等の責務も定められました。このような動きをふまえて今回の市民講座は開催されるものです。

なお、毎年11月10から16日までは基本法が定めたアルコール関連問題啓発週間となっています。

ぜひ、この機会に身近にたくさんあるお酒の問題について一緒に考えてみませんか？

ご参加、心よりお待ちしております。



お問い合わせ

〒330-0071
さいたま市浦和区上木崎4-2-25

白峰クリニック内 市民講座担当

TEL 048 (831) 0012

